

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20250228製局第6号
令和7年3月7日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和7年2月28日付け警察庁丙組組一発第5号及び警察庁丙備企発第14号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和7年2月28日付け外務省告示第93号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和7年2月28日付け国家公安委員会告示第7号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 5 号
警察庁丙備企発第 14 号
令和 7 年 2 月 28 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長 殿
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
資源エネルギー庁次長
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その 195)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 7 年 2 月 28 日付け外務省告示第 93 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」(令和 7 年 2 月 28 日付け国家公安委員会告示第 7 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第

228号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号。以下「財産凍結法」という。)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I Lその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第九十三号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和六年外務省告示第三百

九十五号を含む第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十

百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十

三十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和六年十二月二十三日に行

った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百

第三十九号1(a)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、

第五十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を

次のように改正する。

に二次令和七年二月二十八日

改正後欄に掲げるもの以下の「対象規定」という。は、当該対象規定

を二次令和七年二月二十八日

改正後欄に掲げるもの以下の「対象規定」という。は、当該対象規定

を二次令和七年二月二十八日

改正後欄に掲げるもの以下の「対象規定」という。は、当該対象規定

外務大臣 岩屋 毅

部分

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～352. [略]</p> <p><u>353.</u> 削除</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～352. [同左]</p> <p><u>353.</u> リオネル・デュモン (別名 : (a)ジャック・ブルジェール (b)アブー・ハムザ (c)ディ・カルロ・アントニオ (d)メルリン・オリバー・クリスチャン・レネー (e)アルファウニ・イマド・ベン・ヨゼット・ハムザ (f)イマム・ベン・ユーセフ・アルファジ (g)アブー・ハムザ (h)アルファウニ・イマド (i)ビラル (j)ハムザ (k)コウムカル (l)クムカル (m)メルリン (n)ティネ (o)ブルジェール (p)ディモン)</p> <p>LIONEL DUMONT (a.k.a.: (a)Jacques Brougere (b)Abu Hamza (c)Di Karlo Antonio (d)Merlin Oliver Christian Rene (e)Arfauni Imad Ben Yousset Hamza (f)Imam Ben Yussuf Arfaj (g)Abou Hamza (h)Arfauni Imad (i)Bilal (j)Hamza (k)Koumkal (l)Kumkal (m)Merlin (n)Tinet (o)Brugere (p) Dimon)</p> <p>称号 : 不明</p> <p>役職 : 不明</p> <p>生年月日 : 1971 年 1 月 29 日</p> <p>出生地 : Roubaix, France</p> <p>国籍 : フランス</p> <p>旅券番号 : 不明</p> <p>I D 番号 : 不明</p>

354. ~797. [略]

住所：フランス

国連制裁委員会による指定日:2003年6月25日(2004年11月22日、11月26日、2007年7月2日、10月17日、2009年3月24日、2010年8月6日及び2016年6月24日に改訂)

その他の情報:2004年5月現在フランスにおいて拘留されている。2007年フランスにおいて懲役25年の判決を受けた。刑は2023年7月13日に終了する予定であり、無条件拘禁は2020年8月13日に終了する。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年6月15日に終了した。

354. ~797. [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

国家公安委員会告示（3条関係・抹消）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第七号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

氏名 リオネル・デュモン（LIONEL DUMONT）

名簿に記載された年月日 2003年6月25日（2004年11月22日、11月26日、2007年7月2日、10月17日、2009年3月24日、2010年8月6日及び2016年6月24日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-48